③　財政投融資特別会計

この会計は、財政融資資金の運用並びに産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資に関する経理を明確にするために設けられたもので、財政融資資金勘定及び投資勘定より成っている。

また、庁舎等その他の施設の用に供する特定の国有財産（公共用財産等及び他の特別会計に属するものを除く。）の使用の効率化と配置の適正化を図るために定められる特定国有財産整備計画の実施による特定の国有財産の取得及び処分に関する経理を行うために設けられた特定国有財産整備特別会計が21年度末で廃止されたことに伴い、21年度末までに策定されていた事業で完了していない事業の経理を行うため、22年度から当該事業が完了する年度までの間の経過措置として特定国有財産整備勘定が設けられており、事業完了後の残余財産は一般会計に承継予定である。

26年度の主な内容は、次のとおりである。

㈠　財政融資資金勘定

この勘定の負担において発行する公債の限度額を160,000億円、一時借入金等の限度額を150,000億円としている。

㈡　投資勘定

歳入については、運用収入として株式会社国際協力銀行の納付金、日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社等の配当金等を見込むほか、日本電信電話株式会社の自己株式消却に伴い生じた政府保有義務超過分の売払いによる資産処分収入等と合わせて計3,174億円を見積もることとしている。

歳出については、長期リスクマネーを呼び水として供給し、民間投資を活性化させるとともに、日本企業の海外展開やインフラ輸出・資源確保等を積極的に支援することとし、3,172億円（25年度当初予算額2,638億円）の産業投資支出を行うこととしている。

㈢　特定国有財産整備勘定

庁舎等の移転再配置、地震防災機能を発揮するために必要な庁舎の整備を行うため、455億円の特定国有財産整備費を計上している。

なお、財政融資資金の借入れ228億円を予定している。

④　年金特別会計

この会計は、「国民年金法」（昭34法141）、「厚生年金保険法」（昭29法115）及び「健康保険法」（大11法70）に基づく年金給付及び全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の保険料等に関する経理並びに「児童手当法」（昭46法73）等に基づく児童手当等に関する経理を明確にするために設けられたものである。

㈠　基礎年金勘定においては、歳出では、基礎年金給付費としての所要額、公的年金制度の各保険者の支出する基礎年金相当給付費の財源に充てるための繰入額等を計上している。歳入では、基礎年金給付等に要する費用の財源として各保険者からの所要の拠出金等による収入を見込んでいる。

㈡　国民年金勘定においては、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、19,375億円を一般会計から受け入れることとしている。

なお、「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」（平25法76）に基づき、26年度より、福祉年金勘定を国民年金勘定に統合することに伴い、福祉年金勘定で経理していた福祉年金及び「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」（平16法166）に基づく特別障害給付金の支給に必要な所要額等を国民年金勘定に計上している。

㈢　厚生年金勘定においては、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、87,770億円を一般会計から受け入れることとしている。

㈣　健康勘定においては、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を計上し、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、119億円を受け入れることとしている。

㈤　子どものための金銭の給付勘定においては、歳出では、児童手当について、３歳未満の児童一人につき月額15,000円を、３歳以上小学校修了までの児童（第１子・第２子）一人につき月額10,000円を、３歳以上小学校修了までの児童（第３子以降）一人につき月額15,000円を、小学校修了後中学校修了までの児童一人につき月額10,000円を支給するとともに、所得制限以上の者については、中学校修了までの児童一人につき月額5,000円を支給することとしている。また、放課後子どもプランの着実な推進を図り、仕事と家庭の両立支援を充実するなど、児童育成事業の推進を図ることとしている。歳入では、事業主拠出金収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、12,396億円を受け入れることとしている。

㈥　業務勘定においては、業務の取扱い等に必要な経費（日本年金機構に対する運営費を含む。）を計上している。

⑤　東日本大震災復興特別会計

この会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために24年度に設けられたものである。

歳出については、復興事業等を行うため、36,464億円を計上している。

なお、「復興庁設置法」（平23法125）第４条第２項の規定により、被災地の復興に係る経費については、復興庁の所管する予算として22,441億円を一括計上している。

⑶　政府関係機関

26年度において、４つの政府関係機関があるが、このうち株式会社日本政策金融公庫と株式会社国際協力銀行について概説する。

①　株式会社日本政策金融公庫

この公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的としている。

また、「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」（平22法38）に基づく業務の特例として、エネルギー環境適合製品を開発又は製造する事業のうち、我が国産業活動の発達及び改善に特に資するものを事業者が実施するために必要な資金を銀行その他の金融機関が貸し付ける場合において、当該金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされている。

さらに、「産業競争力強化法」（平25法98）に基づく業務の特例として、産業競争力強化の観点から事業再編等を事業者が実施するために必要な資金を銀行その他の金融機関が貸し付ける場合において、当該金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされている。

㈠　国民一般向け業務

26年度においては、小規模事業者の創業支援や、経営支援と一体となった資金繰り支援を重点的に行うとともに、東日本大震災による被災小規模事業者等の経営安定等を図るため、必要とする資金需要に的確に対応することとして、小規模事業者経営改善資金貸付2,500億円（25年度2,160億円）を含め総額30,613億円の貸付けを行うこととし、この原資として、東日本大震災復興特別会計からの出資金52億円、財政融資資金の借入れ21,350億円、社債の発行による収入2,650億円等を予定している。